

## はしがき

「気候変動への適応」というテーマに出会ったのは、アメリカに1年間留学していたときだった。留学先のニューヨーク州は、ハリケーン・サンディで甚大な被害を受けた地であることから、気候変動に伴う海面水位の上昇や気候関連災害の激甚化などが、土地利用法（Land Use Law）における近年の大きな課題のひとつとして意識されていた。大学院に進学後、災害に強いまちづくりとそれを実現するための都市法制に関心を抱いていた私にとって、気候変動への適応は、そうした問題意識を強くさせるきっかけとなった東日本大震災のような地震・津波災害とは性質を異にするものの、自然災害から人々の命や生活、社会を守るという点で通ずるテーマであった。もちろんそれ以前から、日本においてもゲリラ豪雨や風水害が毎年のように発生していたのだが、2015年に帰国して以来、気候変動が私たちの日常生活や社会に及ぼす悪影響を目にする機会が増え、気候変動への適応が喫緊の課題となっているように感じる。適応に向けた今後の日本の取り組みや議論にあたって、アメリカにおける適応に関する法政策の全体像および法的議論の現在の到達点を示そうとした本書が少しでも参考になれば、それは望外の喜びである。

本書は、2020年度に上智大学大学院法学研究科に提出した博士論文「気候変動への適応に向けたアメリカの法政策に関する総合的研究」に、その後のバイデン政権の動きや裁判例等を中心に、加筆修正を加えたものである。論文の執筆・審査においては、主査である北村喜宣先生をはじめ、副査を務めていただいた畠山武道先生、下村英嗣先生、筑紫圭一先生、江藤祥平先生に、温かいご指導を数多く賜った。私の至らなさをゆえに、ご指摘いただいた点を十分に反映できていない点もあるが、今後より一層研究に励み、検討を重ねることで、その学恩に報いていきたい。とりわけ、指導教員でもある北村先生には、学部生の頃から10年以上にわたり、熱心かつ丁寧なご指導を賜ってきた。論文の書き方から社会に成果を還元するために尽力し続ける研究者のあり方に至るま

で、さまざまなことを学ばせていただき、研究者の道へと導いていただいたことに、深く感謝している。また、ここではお一人ずつお名前を挙げられないが、なかなか論文執筆が進まない私に、折に触れて励ましの声をかけてくださった諸先生方や友人、勤務先である日本都市センターの同僚にも、あらためて感謝申し上げたい。ようやく研究者としてのスタートラインに立てたところであり、引き続きご指導ご鞭撻を賜れば幸いである。

勁草書房編集部の宮本詳三氏および中東小百合氏には、本書の出版を快く引き受けていただき、感謝の念に堪えない。「気候変動への適応」がまだ人口に膾炙していないなかで本書の書名をどうするかという点をはじめ、本づくりのイロハも含めて、細やかにご相談に乗っていただいたことは、単著を初めて出す私にとって大変心強かった。

そして、博士論文の執筆および本書の刊行は、家族の支えと励ましがなければ、決してなしえなかった。特に両親には、研究者の道を選択すること、さらに、本書のテーマに出会うきっかけとなったアメリカ留学を後押ししてもらった。寄り道ばかりして、博士号の取得まで時間がかかってしまい、心配もかけたが、これから少しずつでも親孝行をしていきたいと思う。また、あっという間に花婚式を迎えた夫は、私の一番の良き理解者であり、とりわけ論文執筆中はあらゆる側面でサポートしてくれた。普段は気恥ずかしさから、家族になかなか感謝の言葉を伝えられないが、この場を借りて心からの感謝を表したい。

2021年12月

釘持 麻衣

## 序 章

# 本書の問題意識と構成

### 第1節 気候変動への適応の重要性

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨をはじめとして、日本では毎年のように、大規模な風水害が発生し、甚大な人的・経済的被害が生じている。さらに、大雨や「ゲリラ豪雨」と呼ばれる短時間強雨の発生頻度は増加傾向にあり、また、年平均気温の上昇、猛暑日・熱帯夜の年間日数の増加なども観測されるなど<sup>1</sup>、極端な気象現象は、私たちの日常生活にも悪影響を及ぼしている。こうした気候関連災害の頻発化・激甚化、極端な気象現象の一因として、しばしば指摘されるのが、「気候変動（climate change）」「地球温暖化（global warming）」（以下、本書では「気候変動」と総称する。）である<sup>2</sup>。

気候変動への対策は、従来、温室効果ガスの排出量を削減するための「緩和策」に重点が置かれてきた。しかし、気候関連災害や極端な気象現象といった、気候変動とその影響がすでに発現しつつあり、また、現在までに大気中に放出された温室効果ガスに起因して、そうした傾向が今後も一定程度継続することは避けられない<sup>3</sup>。したがって、気候変動とその影響が引き起こす、人間の生

---

1 文部科学省+気象庁『日本の気候変動2020—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—』（2020年12月）3頁。

2 環境省『令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』（2021年6月8日）13頁。気候変動とその影響については、第1章第1節1も参照。

3 IPCC（文部科学省+経済産業省+気象庁+環境省翻訳）『気候変動2014：統合報告書』（2017年2月）49頁。第1章第1節1も参照。

命・身体・財産や生態系への悪影響を防止あるいは軽減するための「適応策」にも、緩和策と並行して取り組んでいく必要がある<sup>4</sup>。

日本では、2018年6月に、気候変動適応法が制定されている<sup>5</sup>。同法は、日本法ではじめて、気候変動への適応に主眼を置いた法律である<sup>6</sup>。主な内容としては、「気候変動適応計画」の法定計画化、および、基本的な推進体制の整備等が挙げられる。すなわち、私人の権利制限または義務賦課を伴うような法的規制を新たに導入したり、法律や事業の実施において、気候変動リスク<sup>7</sup>の考慮を行政機関に法的に義務づけたりするものではない。そのため、具体的な適応策の企画立案・実施は、これからの政策課題といえる。

## 第2節 アメリカの法政策への着目

気候変動への適応は、当然に日本特有のものではなく、世界各国が共通して直面している課題であり、その歴史は比較的浅い。世界的にも、1990年代後半までは、適応策の必要性がほとんど認識されてこなかったと指摘される<sup>8</sup>。しかしその後、欧米諸国が先行して、適応に向けた取組みを始めている<sup>9</sup>。

なかでも、アメリカは、法的規制も含めた具体的な適応策の企画立案・実施が進んでいる点で日本よりも先行しており、また、その実施をめぐる、裁判例および法的議論が蓄積されている<sup>10</sup>。同国では、2000年代以降、適応に関す

4 緩和策と適応策という2つの気候変動対策については、第1章第1節2(2)を参照。

5 日本における適応の取組みについては、第6章第2節1を参照。

6 同法については、第6章第2節1(1)を参照。

7 気候変動リスクの意義については、第1章第1節2(1)を参照。

8 田中充+白井信雄編『気候変動に適応する社会』(技報堂出版、2013年)54頁〔原澤英夫〕。

9 田中+白井・前掲注(8)55-65頁。

10 コロンビア大学ロースクールのSabin Center for Climate Change Lawが提供する、気候変動対策に関する訴訟のデータベースによれば、2021年12月18日時点で、アメリカ国内で提起された適応に関する訴訟は、109件ある。次いで多いのは、オーストラリアの46件、イギリス(イングランドおよびウェールズ)の3件、南アフリカおよびパキスタンの各1件である。See *Climate Change Litigation Databases*, SABIN CENTER FOR CLIMATE CHANGE LAW, COLUMBIA LAW SCHOOL, <http://climatecasechart.com/climate-change-litigation/> (last visited Dec. 18, 2021); see also JACQUELINE PEEL & HARI M. OSOFSKY, *CLIMATE CHANGE LITIGATION* 108-172 (2015); Maria L. Banda & Scott Fulton, *Litigating Climate Change in National Courts: Recent Trends and Developments in Global Climate Law*, 47 ENVTL. L. REP. NEWS & ANALYSIS 10121, 10130-10132

る法制度が発達し、連邦レベルでは、オバマ政権下でその動きが加速した<sup>11</sup>。適応を念頭に置いた、連邦法の制定および改正は行われていないものの、現行の法制度のもとで、気候変動リスクを考慮した、法律や事業の実施が図られている<sup>12</sup>。さらに、重要視される適応策のひとつである土地利用規制については、州政府または地方政府が、立法的対応によって、あるいは、法律の実施過程を通じて、その導入を実現している<sup>13</sup>。

このように、アメリカでは適応に関する法政策が充実してきている。一方、その背景にある法規範は、必ずしも明らかでない。適応をめぐる法規範に係る公法上の視点として、具体的には、①適応策の実施に係る法的根拠、②気候変動リスクの考慮とその司法統制のあり方、③財産権保障との整合性が考えられる<sup>14</sup>。そこで、本書では、政府による適応の取組みの全体像を概観したのち、この3つの視点に関連する裁判例や学界の議論等の整理および分析を行い、適応をめぐる法規範を明らかにすることを試みる。アメリカにおける気候変動対策や裁判例等は、すでに数多くの邦語文献でも論じられてきたが、適応に焦点を絞ったものは限られており、かつ、特定の法制度や裁判例の紹介が中心であ

---

(2017); UN ENVIRONMENT PROGRAMME, GLOBAL CLIMATE LITIGATION REPORT: 2020 STATUS REVIEW 23-26 (2020). また、諸外国における適応の取組みおよび裁判例の諸相については、「〈特集1〉気候変動適応に関する各国法制」環境法研究13号(2021年)1頁以下、鈴木良典「気候変動への適応策—諸外国の動向を中心に—」調査と情報850号(2015年)5-12頁、西岡秀三ほか監修『気候変動リスクとどう向き合うか』(きんざい、2014年)120-129頁〔斉藤照夫、斉藤照夫「地球温暖化リスクへの対処と環境ガバナンス—英国の取組みを例に—」環境法政策学会編『転機を迎える温暖化対策と環境法』(商事法務、2018年)141頁以下・145-150頁、奥真美「イギリス(UK)における気候変動法政策の動向」環境法研究12号(2021年)77頁以下・94頁、田中+白井・前掲注(8)55-65頁〔原澤英夫〕、浅岡美恵「世界の気候変動訴訟の動向—日本における気候変動訴訟への示唆—」環境と公害49巻1号(2019年)31頁以下・34頁を参照。See Jacqueline Peel & Hari M. Osofsky, *Sue to Adapt?*, 99 MINN. L. REV. 2177 (2015); Emma Rose, Note, *A Sinking World: A Model Framework for Climate Change Adaptation Measures in Coastal Cities*, 53 VAND. J. TRANSNATL L. 367 (2020); Jacqueline Peel & Jolene Lin, *Transnational Climate Litigation: The Contribution of the Global South*, 113 AM. J. INTL L. 679 (2019); Jacqueline Peel & Jolene Lin, *Climate Change Adaptation Litigation: A View from Southeast Asia*, in CLIMATE CHANGE LITIGATION IN THE ASIA PACIFIC 294 (Jolene Lin & Doug Kysar, eds., 2020).

11 詳細は、第2章第1節1を参照。

12 詳細は、第2章第1節2(2)および第4章を参照。

13 詳細は、第2章第3節および第3章を参照。

14 詳細は、第1章第3節1を参照。

った<sup>15</sup>。そうしたなか、本書は、近年の裁判例や文献、トランプ政権下での法令改正等の動きを踏まえながら、前述の3つの公法学上の視点に着目して、適応をめぐる法規範についての多角的な検討を行うものである。

### 第3節 本書の構成

本書の構成と、適応をめぐる法規範に係る公法学上の3つの視点との関係性は、次のとおりである。

第1章では、適応に向けた法政策を論じるにあたって、基礎となる事象や概念等を整理する。まず、気候変動とその影響、および、適応策の意義などを確認したうえで、アメリカの適応に関する法制度および気候変動訴訟の全体像、そして、適応をめぐる法規範に係る3つの視点を概観する。

第2章は、連邦政府、州政府および地方政府による具体的な取組みを紹介するとともに、各政府が担う役割と政府間関係に触れる。この章は、①適応策の実施に係る法的根拠に関連する。

第3章は、重要視される適応策のひとつである土地利用規制、および、治水設備の整備等に伴う土地収用を取り上げ、合衆国憲法が保障する財産権との関係で問題となりうる、デュー・プロセス条項および収用条項との整合性を検討する。この章は主に、③財産権保障との整合性に対応しているが、②気候変動リスクの考慮とその司法統制のあり方にも関連する。

第4章は、気候変動への適応に明示的な言及がない既存法令につき、その実施段階で適応を図る取組みとして、絶滅のおそれのある種の法（Endangered

---

15 例えば、下村英嗣「アメリカ合衆国の気候変動適応の法政策」環境法研究13号（2021年）29頁以下、平尾禎秀「アメリカの司法における温暖化関連訴訟の動向」ジュリスト1357号（2008年）80頁以下・82-83頁、筑紫圭一「アメリカの地球温暖化対策の動向」環境法研究37号（2012年）72頁以下・81-84頁、大坂恵里「アメリカにおける気候変動訴訟とその政策形成および事業者行動への影響（2・完）」東洋法学56巻2号（2013年）1頁以下・14-18頁、ダニエル・A・ファーバー（阿部満＋辻雄一郎共訳）「気候変動への適応—その法的諸相—」明治学院大学法学研究97号（2014年）119頁以下、齊藤照夫「地球温暖化への重要インフラ施設のレジリエンス強化施策の方向」環境法政策学会編『アジアの環境法政策と日本』（商事法務、2015年）145頁以下・149-151頁、井樋三枝子「【アメリカ】異常気象、気候変動への対応力強化のための大統領令」外国の立法258-2号（2014年）、鈴木・前掲注（10）10-12頁がある。

Species Act：以下「ESA」という。)をはじめとする、いくつかの連邦法に関する裁判例等を分析する。この章は、法律の実施段階における、①適応策の実施に係る法的根拠、および、②気候変動リスクの考慮とその司法統制のあり方に対応している。

第5章は、政府による不十分な適応策に起因して、発生または拡大した私人の生命・身体・財産等への損害につき、不法行為法あるいは収用条項に基づく金銭的救済が、政府に請求された裁判例等を取り上げる。この章は、①適応策の実施に係る法的根拠、②気候変動リスクの考慮とその司法統制のあり方、および、③財産権保障との整合性、のいずれにも関連している。

第6章では、第2章から第5章までの検討を踏まえて、アメリカの適応に関する法政策の背景にあると考えられる法規範を総括する。また、日本の法政策への示唆についても、若干の検討を行う。

1つ目は、EISの記述事項のひとつである、「影響を受ける環境 (affected environment)」に、「当該地域において、合理的に予測しうる (reasonably foreseeable)、環境上の傾向 (environmental trends) および計画されている行為」が含まれるとされた点である<sup>195</sup>。「影響を受ける環境」の記述は、提案行為とその代替案がそれぞれ環境に与える影響を比較検討する際に参考とされてきた。今回の改正で、環境アセスメント手続において予測・評価すべき「影響」から、「累積的影響 (cumulative impact)」が削除されることに伴い<sup>196</sup>、気候変動による環境状態そのものの変化が、EISのなかで考慮されなくなるとの懸念から、「合理的に予測しうる環境上の傾向」の文言が追加された<sup>197</sup>。従来の累積的影響が、「過去、現在、および、合理的に予測しうる将来の他の行為」との複合作用により、増大する提案行為の環境影響と定義されていた点に鑑みると<sup>198</sup>、EISに記載すべき要素として、気候変動等に起因する環境状態そのものの将来的な変化が、明示的に規定された意義は小さくないだろう。したがって、「影響を受ける環境」の定義に係る2020年改正は、NEPAに基づく環境アセスメント手続を通じて、行政判断に気候変動リスクを反映させる取組みを後押しするものと期待できる。

2つ目の改正点は、予測・評価の対象となる「影響」につき、「合理的に予測しうる」との限定が新たに追加された<sup>199</sup>。これまで、直接的、間接的、累積的の3つに類型化された「影響」のうち、間接的影響にのみ、「合理的に予測しうる」との限定が付されていた。しかし、2020年改正では、「影響」に関する3類型が撤廃され、一元化されるとともに、「提案行為または代替案による、合理的に予測しうる……人間環境への変化」との定義づけがなされている。

<sup>195</sup> *Id.* at 43366 (to be codified at 40 C.F.R. § 1502.15). なお、「合理的に予測しうる」は、「通常の分別を有する者が、ある判断を行う際に考慮するような、十分に起こりうる」性質のものと定義されている (*Id.* at 43376 (to be codified at 40 C.F.R. § 1580.1(aa))).

<sup>196</sup> *Id.* at 43375 (to be codified at 40 C.F.R. § 1508.1(g)(3)). 緩和策の観点からは、「累積的影響」の削除が、提案行為による気候変動への影響の考慮を妨げるおそれがあると懸念されている。See Lisa Friedman, *Trump Weakens Major Conservation Law to Speed Construction Permits*, N.Y. TIMES (July 15, 2020), <https://www.nytimes.com/2020/07/15/climate/trump-environment-nepa.html>.

<sup>197</sup> 85 Fed. Reg. at 43331.

<sup>198</sup> 40 C.F.R. § 1508.7.

<sup>199</sup> 85 Fed. Reg. at 43375 (to be codified at 40 C.F.R. § 1508.1(g)).

この改正の背景には、特に累積的影響の名のもと、EISにおける予測・評価の対象が拡大されてきたことへの、連邦行政機関あるいは事業者側の懸念があると考えられる<sup>200</sup>。したがって、2020年改正は、EISで予測・評価すべき「影響」の範囲を限定する方向で行われたものであり、考慮しうる気候変動リスクの範囲の限定につながるおそれがある。

なお、本件規則改正をめぐっても、CEQによる規則制定権限の濫用および委任範囲の逸脱等を理由に、環境保護団体らはその無効性を主張し、訴訟を提起している<sup>201</sup>。また、バイデン大統領が発出した大統領令13990号を受けて、本件改正についても、見直しが行われている<sup>202</sup>。

## 2. ESAに基づく事前協議手続

### (1) 事前協議手続の概要

ESAのもとで指定された絶滅危惧種を保護するうえで、捕獲等の規制とともに重要な役割を果たしているのが、連邦行政機関が関与する行為に係る事前協議および生物学的意見書である。連邦行政機関は、許認可を付与、資金提供、または自ら実施する行為が、絶滅危惧種の存続を脅かしたり、その重要生息地を破壊または改悪したりしないように確保するため<sup>203</sup>、魚類・野生生物局または海洋漁業局とあらかじめ協議する必要がある<sup>204</sup>。この協議は、原則として90日以内に終了し<sup>205</sup>、協議終了後、各局は、連邦行政機関の行為が絶滅危

<sup>200</sup> See *id.* at 43343-43344.

<sup>201</sup> Complaint for Declaratory and Injunctive Relief, *Alaska Community Action on Toxics v. Council on Environmental Quality*, No. 3:20-cv-05199 (N.D. Cal. filed July 29, 2020); Complaint, *Environmental Justice Health Alliance v. Council on Environmental Quality*, No. 1:20-cv-06143 (S.D.N.Y. filed Aug. 6, 2020); Complaint for Declaratory and Injunctive Relief, *California v. Council on Environmental Quality*, No. 3:20-cv-06057 (N.D. Cal. filed Aug. 28, 2020). 大統領令13990号に伴う2020年規則改正の見直しを理由に、訴訟審理は停止されている。

<sup>202</sup> See THE WHITE HOUSE, *supra* note 79; Deadline for Agencies to Propose Updates to National Environmental Policy Act Procedures, 86 Fed. Reg. 34154, 34155-34156 (June 29, 2021).

<sup>203</sup> このESA 7条(a)(2)の文言は、連邦行政機関に課された実体的な義務であると指摘される(畠山・前掲注(5)362頁, ファーパー・前掲注(81)227頁)。

<sup>204</sup> Endangered Species Act § 7(a)(2), 16 U.S.C. § 1536(a)(2). 協議にあたって、各連邦行政機関は、生物学的アセスメント(biological assessment)を行うが、これはNEPAに基づく環境アセスメント手続の一部分として実施しうる(Endangered Species Act § 7(c)(1), 16 U.S.C. § 1536(c)(1)).

<sup>205</sup> Endangered Species Act § 7(b)(1)(A), 16 U.S.C. § 1536(b)(1)(A).

惧種およびその重要生息地に与える影響について見解をまとめた、生物学的意見書 (Biological Opinion: 以下「BiOp」という。) を作成する<sup>206</sup>。この事前協議および BiOp の作成は、「利用可能な最善の科学的・商業的データ」に基づいて行われなければならないとされる<sup>207</sup>。

前述の環境アセスメントに関する CEQ ガイダンスの指摘と同様、気候変動によって、絶滅危惧種または重要生息地の状態そのものが変化、あるいは、連邦行政機関の行為が及ぼす影響が増大する可能性がある。したがって、事前協議手続を通じて作成される BiOp についても、気候変動リスクの考慮の有無およびその内容が問題となりうる<sup>208</sup>。

## (2) 裁判例

以下では、ESA に基づいて作成された BiOp につき、①気候変動リスクの考慮の必要性が指摘された事案、②不確定性を理由とした、科学的知見の不考慮が違法とされた事案、③将来的な考慮を理由とした、気候変動リスクの不考慮が違法とされた事案、④科学的知見の評価の妥当性が肯定された事案、⑤科学的知見と結論との間の関連性が否定された事案を概観する。

### ① South Yuba River Citizens League v. National Marine Fisheries Service 事件 (South Yuba River Citizens League 事件)<sup>209</sup>

「絶滅のおそれのある種」に指定されている、キングサーモン (Chinook salmon) やスチールヘッド (steelhead)、チョウザメ (green sturgeon) が生息しているユバ川 (Yuba River) には、陸軍工兵隊が運用する2つのダムが存在する。この2つのダムおよびその近隣では、陸軍工兵隊の許認可等を得た、分水事業や水力発電事業等が行われている。これらの関連事業も含めたダムの将来

206 Endangered Species Act § 7(b)(3)(A), 16 U.S.C. § 1536(b)(3)(A). ただし、BiOp で示された、魚類・野生生物局および海洋漁業局の見解は、連邦行政機関に対する拘束力を有さず、協議に係る行為を最終的にどのように実施するかは、当該連邦行政機関の裁量的判断に委ねられる (畠山・前掲注 (5) 363頁)。

207 Endangered Species Act § 7(a)(2), 16 U.S.C. § 1536(a)(2); 50 C.F.R. §§ 402.14(d), (g)(8).

208 Ruhl, *supra* note 6, at 44-49; Lieberman, Lake & Landreth, *supra* note 6, at 11178-11179.

209 723 F. Supp. 2d 1247 (E.D. Cal. 2010).

的な運用につき、陸軍工兵隊と海洋漁業局との間で、ESAに基づく事前協議手続が実施され、2007年に、キングサーモンなどの絶滅危惧種の存続を脅かすおそれがないと結論づけるBiOpが出された。

このBiOpの結論に対し、原告らは、「問題の重要な側面 (important aspect of the problem)」の考慮を欠くとともに、利用可能な最善の科学的・商業的データの利用を義務づけるESAの規定に違反すると主張し、本件訴訟を提起した。キングサーモンなどの個体数の減少や密漁などと並んで、BiOpにおいて十分に考慮がなされていない要素として挙げられたのが、気候変動の影響である。海洋漁業局は、キングサーモンなどの絶滅危惧種が、気候変動によって受ける主な影響は、水温の変化であると述べる。そして、水温を左右する流動様式も含めて、水温が絶滅危惧種に与える影響については、BiOpのなかで詳細な検討がなされているため、気候変動の影響を特に考慮した検討は不要であると主張した。

カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所は、海洋漁業局などの科学者らが出した調査結果において、気候変動が川の流動様式にさまざまな変化を生じさせると指摘されている点に着目する。その調査結果では、川への流入時期の早期化や降水量の減少、極度の干ばつ、洪水の頻発化などの変化が予測されていた。こうした流動様式の変化は、水温以外にも、例えば、遡上時の水量といった面で、絶滅危惧種の存続に影響を及ぼす。しかしながら、BiOpでは、気候変動に伴う流動様式の変化による水温への影響や、現在想定されている流動様式の実現が妨げられる可能性の検討がなされていなかった。同裁判所は、「海洋漁業局が検討なしに無視しうるほど、地球温暖化による潜在的な影響が、軽微なものであるとは結論づけられない」と述べ、気候変動リスクの検討を欠くBiOpが、「問題の重要な側面」を検討していないと判示した<sup>210</sup>。

なお、海洋漁業局は、裁判所が参照する調査結果が行政記録に含まれていないため、司法審査において考慮しえないと主張する。この点については、すべての関連する要素を考慮し、その判断の理由を説明するという責務を、行政機

210 *Id.* at 1274. 同様に、国営孵化場の運営管理に係るBiOpが争われた事案でも、気候変動リスクに言及しないのが、「問題の重要な側面」の不考慮に当たり、恣意的・専断的であると判示されている (*Wild Fish Conservancy v. Irving*, 221 F. Supp. 3d 1224, 1234 (E.D. Wash. 2016)).